解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

北海道夕張市社光六番地　夕張炭鉱病院内
社団法人夕張市医師会
代表清算人　中條　俊博

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

栃木県鹿沼市南上野町五〇番地鹿友会館内
財団法人栃木厚生文化事業団
代表清算人　石川　世樹

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月六日、高知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

高知県香美市土佐山田町一六八九番地一
清算法人土佐山田町明治土地改良区
代表清算人　上村　昭夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

鹿児島県鹿屋市星塚町四二〇四番地
財団法人星塚敬愛園慰安会
清算人　後藤　正道

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十四日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

福島県郡山市菜根三丁目一五番三号
社団法人郡山社会事業協会あさかの里
清算人　堀米美佐子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

東京都新宿区横寺町四三番地
財団法人金剛護持会
代表清算人　高橋　典之

解散公告（第二回）

当社は、平成十五年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

東京都港区赤坂四丁目六番七号
株式会社いすゞパーキング
清算人　江木　大輔

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第三十条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

奈良県宇陀市菟田野古市場一五九六番地の二一
財団法人宇陀市菟田野毛皮革産業振興公社
代表清算人　向本　力男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月十七日責任役員会全員の同意を得、真宗興正派宗教法人の代表役員の承認及び香川県知事の認証を受けて、平成二十六年一月六日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

香川県綾歌郡綾川町一〇九二番地　法然寺
清算人　須田　秀孝

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年一月十七日付栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

栃木県小山市城山町二丁目九番一七号
城山町三丁目第一地区市街地再開発組合
代表清算人　岸　保夫

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月二十日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

群馬県利根郡昭和村大字糸井三八八番地
清算法人赤城原土地改良区
代表清算人　堤　盛吉

解散公告（第三回）

当財団は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三
財団法人東洋医学国際研究財団
代表清算人　本間　徹

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

東京都江戸川区船堀三丁目一四番三号
医療法人社団島医院
清算人　島　博夫

解散公告（第三回）

焼津市高草土地改良区は、平成二十六年一月六日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

静岡県焼津市中里四三九番地
清算法人高草土地改良区
代表清算人　浦田　櫻男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十一月一日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

兵庫県三木市上の丸町一〇番三〇号　三木市まちづくり部美しいまちづくり課内
三木市加佐土地区画整理組合
清算人代表　戸田　一史

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十八日

香川県高松市屋島西町二四五三番地六
財団法人香川県高松市民間保育所共励会
代表清算人　三木　一平